

鳥栖市さが園芸 8 8 8 整備支援事業の概要

区分		対象者※1	対象内容	補助率※2
ステップアップ経営者育成対策		販売額 1 億円以上や作付面積 1.5 倍以上などの目標を有する規模拡大に意欲的な以下に該当するもの ・ 認定農業者 ・ 認定新規就農者 ・ 農業者が組織する団体 ・ 農業者にリースする農協	・ 園芸用ハウス、育苗用施設等 ・ 省力化機械／装置 ・ 高品質化機械／装置 ・ 省石油型機械／装置 ・ 土作り用、病虫害低減機械／装置 ・ 選別／調整、加工用機械／装置 ・ 長寿命化対策 ・ 中古ハウスリノベーション対策 ・ 園芸振興において政策的に特に必要な施設、機械／装置、資材等 ・ 大雨／大雪被害防止対策	(1) 7 5 %（県 5 0 %、市 2 5 %） (2) 7 0 %（県 5 0 %、市 2 0 %） (3) 6 0 %（県 5 0 %、市 1 0 %）
		新規就農者育成対策 ・ 経営開始後 5 年以内の認定農業者、認定新規就農者及びこれらの農業者で組織する団体 ・ 農業者にリースする農協		(1) 5 8 %（県 3 3 %、市 2 5 %） (2) 5 3 %（県 3 3 %、市 2 0 %） (3) 4 3 %（県 3 3 %、市 1 0 %）
		経営基盤強化対策 ・ 農業者が組織する団体 ・ 農作業受託組織 ・ 農業者にリースする農協 ・ その他市長が認める者		
園芸産地育成対策	園芸団地整備対策	団地に入植する以下に該当するもの ・ 認定農業者 ・ 認定新規就農者 ・ 農業者が組織する団体 ・ 農業者にリースする農協、農業公社	・ 園芸用ハウス、育苗施設等 ・ 中古ハウスリノベーション対策 ・ 付帯設備等 ・ 共同利用機械／施設 (事業内容が園芸団地構想に位置付けられていること)	(1) 7 5 %（県 5 0 %、市 2 5 %） (2) 7 0 %（県 5 0 %、市 2 0 %） (3) 6 0 %（県 5 0 %、市 1 0 %）
	効率的な露地野菜集出荷対策	・ 農事組合法人、農協等 ・ 認定農業者（対象品目の作付面積が 5ha 以上）	・ 露地野菜集出荷システムの整備に必要な機械等	

※ 1 国や県の機械・施設整備等の補助事業の申請窓口は居住地の市町村になるため、鳥栖市在住の方に限る。なお、法人の場合は法人登記を行った所在地が鳥栖市内であること。

※ 2 事業区分によって補助金の上限額や補助対象外のものがあるため、規定の補助率未満の場合がある。

(1)：市補助率 2 5 %の場合 (2)：市補助率 2 0 %の場合 (3)：市補助率 1 0 %の場合